

変動金利定期預金規定

第1章 共通事項

1 (預金の支払時期)

この預金は、証書・通帳記載の満期日以後に支払います。

2 (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じたスーパー定期の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3 (規定の変更等)

- (1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第2章 変動金利定期預金【単利型】

1 (利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
 - ア 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書・通帳記載の中間利払利率（第1章の2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
 - a 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印して証書・通帳とともに提出してください。
 - b 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
 - イ 中間利払日数および証書・通帳記載の利率（第1章の2により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定8の(2)から(4)までの規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

ア 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

イ 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

a 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月以上 1年未満 約定利率×50%

(b) 1年以上 3年未満 約定利率×70%

b 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月以上 1年未満 約定利率×40%

(b) 1年以上 1年6か月未満 約定利率×50%

(c) 1年6か月以上 2年未満 約定利率×60%

(d) 2年以上 2年6か月未満 約定利率×70%

(e) 2年6か月以上 3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

◎この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以 上

第3章 変動金利定期預金【複利型】

1 (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書・通帳記載の利率（第1章の2により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定8(2)から(4)までの規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ア 6 か月未満	解約日における普通預金の利率
イ 6 か月以上 1 年未満	約定利率×40%
ウ 1 年以上 1 年 6 か月未満	約定利率×50%
エ 1 年 6 か月以上 2 年未満	約定利率×60%
オ 2 年以上 2 年 6 か月未満	約定利率×70%
カ 2 年 6 か月以上 3 年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

◎この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以 上

自動継続変動金利定期預金規定

第 1 章 共通事項

1 (自動継続)

(1) この預金は、証書・通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は当金庫所定の回数を限度とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその 6 か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じたスーパー定期 () の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方法により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。その申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2 (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じたスーパー定期（ただし、スーパー定期の預入最低金額以上のこの預金についてはスーパー定期）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3 (規定の変更等)

(1) この預金規定にもとづく各条件等は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページ、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第2章 自動継続変動金利定期預金【単利型】

1 (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

ア 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書・通帳記載の中間利払利率（第1章の2により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。下記の計算による利率が、解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金します。

イ 中間利払日数および証書・通帳記載の利率（第1章の2により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1章の1(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息

（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

ウ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印して証書・通帳とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定8(2)から(4)までの規定により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

ア 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

イ 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

a 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月以上1年未満 約定利率×50%

(b) 1年以上3年未満 約定利率×70%

b 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

(a) 6か月以上1年未満 約定利率×40%

(b) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%

(c) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%

(d) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%

(e) 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

◎この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以 上

第2章 自動継続変動金利定期預金【複利型】

1 (利 息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書・通帳記載の利率（第1章の2により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については第1章の1(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に署名（または記名）のうえ、届出の印章を捺印して証書・通帳とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後に該当預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金等共通規定第 8 (2) から (4) までの規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ア 6 か月未満 解約日における普通預金の利率

イ 6 か月以上 1 年未満 約定利率×40%

ウ 1 年以上 1 年 6 か月未満 約定利率×50%

エ 1 年 6 か月以上 2 年未満 約定利率×60%

オ 2 年以上 2 年 6 か月未満 約定利率×70%

カ 2 年 6 か月以上 3 年未満 約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

◎この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以 上